

一般会計補正予算

2億6,093万5千円を増額し、予算総額を41億7,521万6千円としました。

◇歳入◇

国からの普通地方交付税及び前年度繰越金の数値確定に伴う増額分と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が主なものになります。

◇歳出◇

令和元年度決算に係る剩余金の処分として、地方財政法の規定による財政調整基金、減債基金、ふるさとづくり推進基金、地域福祉基金、公共施設等維持整備基金への積み立てが主なものになります。総務費は「地域おこし協力隊への謝金」及び関連予算、民生費は「自立支援給付費」、農林水産業費は「造林事業調査補助作業委託料」、商工費は「世界遺産センター協議会負担金」、土木費の道路維持費に「大町2号線側溝改良」「釜の沢線支障木撤去」「建設機械車庫シャッター更新工事」、消防施設費に「消防団設備備品購入費」が計上されています。教育費には新型コロナウイルス感染症対策補助金の採択に伴い、保育園・幼稚園関連事業、更に、幼稚園費には生活支援サポート費用などが計上され、諸支出費の国庫支出金返納金は、障害者医療国庫負担金など福祉関連の負担金や補助金の返納金になります。

主な補正内容について

(単位：千円)

歳入

普通地方交付税	110,799
新型コロナウイルス感染症対応	
地方創生臨時交付金	73,741
自立支援給付費負担金	10,000
財政調整基金繰入金	5,538

歳出

新型コロナウイルス感染症対策地域応援振興券事業委託料	32,157
自立支援給付費	20,000
新型コロナウイルス感染症対策畜産農家持続助成金	8,180
地域おこし協力隊謝金	1,422
建設機械車庫シャッター更新工事	1,271

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和元年度決算による町の健全化判断比率と資金不足比率を公表します。

健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

健全化判断比率	区分	R1	H30	H29	早期健全化基準	財政再生基準
	実質赤字比率	—	—	—	15.00%	20.00%
資金不足比率	連結実質赤字比率	—	—	—	20.00%	30.00%
	実質公債費比率	8.8%	9.4%	8.7%	25.0%	35.0%
	将来負担比率	55.4%	52.1%	41.4%	350.0%	(基準なし)
資金不足比率	区分	R1	H30	H29	経営健全化基準	備考
	簡易水道事業会計	—	—	—	20.00%	法適用
	公共下水道事業特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用
	農業集落排水事業特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用
	合併浄化槽事業特別会計	—	—	—	20.00%	法非適用

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—(該当なし)」で表示しています。

※資金不足比率がない会計は「—(該当なし)」で表示しています。